第25回会議 報告事項 別紙

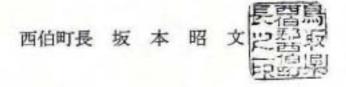
西伯町·会見町合併協議会

平成16年4月19日



発西第838号 発会第357号 平成16年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博 様



会見町長 三 鴨 英 輔元 会見町長 三 鴨 英 輔元 会 県

西伯郡西伯町及び同郡会見町の廃置分合について(申請)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成 16年10月1日から西伯郡西伯町及び同郡会見町を廃し、その区域をもっ て「南部町」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 第1 廃置分合を必要とした理由及び経緯の概要
- 第2 新町の名称及び新事務所の位置
- 第3 関係町の議会の議決書及び会議録の写し
- 第4 協議書の写し
- 第5 合併協定書 (新町まちづくり計画を含む)
- 第6 関係町の現況表
- 第7 関係図面

第1 廃置分合を必要とした理由及び経緯の概要

1 町の廃置分合を必要とした理由

(1) 位置と地勢

新町は、鳥取県の西端に位置し、北は米子市、東は岸本町・溝口町、南は日南町・日野町、西は島根県とそれぞれ接している。

鳥取県西部圏域の中心地の米子市まで約10km、県庁所在地の鳥取市から西へ約100km、隣県である島根県の県庁所在地松江市から南東に約35kmの位置にある。

地勢は、新町の北側には手間山 てまやま (要害山 ようがいさん)を挟んで平地・丘陵地が広がり、水田地帯と樹園地が形成されており、南側は日野郡に連なる山地となっている。

中心からやや西よりを、上流部に人造湖である緑水湖を形成しながら法勝寺川が南北に貫流し、これに東長田川、小松谷川などが合流し、北側の米子市へ流れ下っている。

(2) 面積

新町は、東西約12.3km、南北約17.4km、面積は114.03km²となる。

土地の利用状況を見ると、山林・原野が全体の約42%を占め、農用地が14. 2%、宅地が2.3%(平成14年固定資産概要調書参考)で、里山と自然林、 人造湖と川など、人間の営みが自然と調和した美しい景観をなす地域である。

(3) 人口と世帯

平成12年の国勢調査によると、新町の総人口は12,210人で、平成7年の国勢調査に比べ、135人、1.1%減少している。

また、平成16年3月末の住民基本台帳では12,324人で、平成11年3 月末と比較すると8人、0.06%減少している。

1世帯当たりの人口は、国勢調査では平成7年が3.82人で平成12年が3.60人、住民基本台帳では平成11年が3.54人で、平成16年が3.36人と、いずれの指標から見ても核家族化が進んでいる。

年齢階層別人口は、平成7年は年少人口が15.03%、生産年齢人口が62.

50%、老年人口が22.47%であったが、平成12年度ではそれぞれ13.42%、60.76%、25.79%となっており、少子高齢化傾向にある。

(4)両町の沿革

西伯町 明治22年:会見郡天津村、大国村、法勝寺村、東長田村、上長田村と して発足

昭和30年:西伯郡天津村、大国村、法勝寺村、東長田村、上長田村が

合併し、西伯町を設置

会見町 明治22年:会見郡手間村、賀野村として発足

昭和30年:西伯郡手間村が幡郷村大字諸木を編入(3月)

西伯郡手間村と賀野村が合併し、会見町を設置(4月)

(5)廃置分合を必要とした理由

西伯町と会見町は、いわゆる「南部地域」にあって、歴史的・文化的に深い繋が りを有し、昭和の大合併時点でも一つの町になろうとした動きもあった。

両町は、共に昭和30年に発足して以来、隣接する自治体として、ごみ処理や介護保険事業、土地開発公社の運営等を共同で実施し住民福祉の向上に努めてきた。

これからの自治体には、生活圏の広域化や高齢化社会の進展による行政需要の 増大、地方分権の進展などに伴い、簡素で効率的な行政運営の確立や、より主体 的な行政運営の推進の必要性など、さまざまな課題が生じている。

また、生活者である住民にとって、真に必要な分野においてより質の高いきめ 細やかな行政サービスの展開が求められている。

一方、個人でできることは個人で、地域でできることは地域でといった行政と 住民との健全な役割分担を画していくことも重要な課題となっている。

このような背景の中、日本の多くの中山間地域と同様に、西伯町・会見町でも過疎化が進行しコミュニティの崩壊を招くおそれが生じている。

このため、中山間地域を条件不利地域としてのみ捉えるのではなく、下流部の都市地域が受ける恩恵をはじめ、自然との共生思想に基づく新たな生活空間として再評価することが期待されるなか、西伯町と会見町が合併することにより、一体的・計画的に行政を推進し、広域的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、福祉・保健・医療、生活環境など住民に身近な行政サービス分野の充実を図っていこうとするものである。

2 配置分合に至る経緯及びその概要(合併協議会設置までの経緯を含む。)

平成12年4月の「地方分権一括法」施行により、これまでの中央集権システムから、本格的な地方分権時代への第一歩が踏み出され、西伯町・会見町においても、自己決定・自己責任による自治体運営への模索が始まった。

加えて、同年12月に鳥取県が「市町村合併についての考え方」を提示される に至り、来るべき地方分権時代へのソフトランディングを図るため、合併が一つ の有力な手法として意識されるようになってきた。

翌平成13年7月には、西伯・会見・岸本・溝口4町の総務課長レベルで合併 に関する研究会を、鳥取県西部地区14市町村の合併担当課長で「西部地域振興 協議会合併等問題勉強会」をそれぞれ設置し、行財政の内容の調査・分析に着手 した。

同年12月には、これら調査・分析の結果が報告書としてまとめられた。

これを承け、両町では平成14年2月から、これら報告内容を要約した資料を 全戸に配布すると共に、住民説明会を順次開催した。

また、同年の6月定例議会において、両町長が西伯・会見・岸本・溝口の4町 合併を目指すとの方針を表明した。

同年7月には、西伯町において合併に関する地区懇談会参加者に意向調査を実施したところ、4町合併支持が61.3%となった。

しかしながら、同年8月に、米子市長が西部14市町村での合併協議会設立を呼びかけられた。この後、10月には岸本町長が「米子市を含む周辺市町村との対等合併方針」を、11月には溝口町長が岸本町と同一歩調を取ることを表明され、4町合併は困難となった。

この結果を承け、両町議会の合併関係問題を所管する特別委員会は、西伯町・会見町の2町合併を目指す方針を決定した。なお、この直後に西伯町で実施された合併に関する住民懇談会への参加者にアンケートを実施(回答134名)したところ、60%が2町合併を支持した。また、会見町が実施した住民説明会では、特に異論がなく、2町合併の方針が支持されたとの感触を得た。

そして、12月9日には両町の行政関係者及び議会議長等関係者が会合し、「西伯町・会見町合併協議会設立準備会」を設置する方針が決められ、同月25日に両町議会で法定の「西伯町・会見町合併協議会」設置の議決を経て、翌平成15年1月14日、両町長・議会議長及び学識経験者など17名の委員で構成する「西伯町・会見町合併協議会」が設置された。

新町の名称候補を両町の住民や勤務者に公募し、数次にわたる選定過程においてもアンケートの結果や事務局に寄せられた町民の意見を参考にしながら「南部町」に決定した。

また、「新町建設計画」の策定に当たっては、町民有志からなる「まちづくり委員会」を開催し、自由な意見・提言をいただくとともに、住民にアンケートを実施して住民ニーズの方向性を探りながら「南部町まちづくり計画」を策定した。

これらのほか、合併協議会委員自らが町民の意見聴取を行うなど、可能な限り住民の意見を伺いながら、平成16年2月25日までに延べ23回の協議を行い、あらゆる項目について調整を行った。

この間、会見町においては、米子市との合併協議会設置を求める住民請求があり、一度は請求代表者が資格を喪失したため却下となったが、再度起こされた請求により、同年12月28日に投票が実施された。

その結果は、賛成が965票、反対が1,595票で、投票率が77.2%であったことを考慮すると、住民の大多数が2町合併を支持していることが判明した。

そして、平成16年2月26日に合併協定の調印を行い、西伯町にあっては3月26日、会見町にあっては3月25日にそれぞれ合併関連議案が可決された。

第2 新町の名称及び事務所の位置について

1 新町の名称

新町の名称は、「南部町(なんぶちょう)」とする。

2 新町の事務所の位置について

(1)事務所の位置

新町の事務所の位置は、西伯郡西伯町大字法勝寺377番地1とする。

(2)庁舎の位置

新町の庁舎は、次のとおりとする。

- (1) 法勝寺庁舎 西伯郡西伯町大字法勝寺377番地1
- (2) 天萬庁舎 西伯郡会見町天萬558番地

第3 関係町の議会の議決書及び会議録の写し(別紙1のとおり)

- ・ 廃置分合
- ・ 廃置分合に伴う財産処分に関する協議
- ・ 新町の議会の議員の定数に関する協議
- ・ 農業委員会の委員の任期等に関する協議

第4 協議書の写し(別紙2のとおり)

- ・ 廃置分合に伴う財産処分に関する協議書の写し
- ・ 新町の議会の議員の定数に関する協議書の写し
- ・ 農業委員会の委員の任期等に関する協議書の写し

第5 合併協定書(新町まちづくり計画を含む)(別紙3のとおり)

第6 関係町の現況表

市町村現況表

								- 	合併関係市町村		/#. **	
X			分					南部町	西伯町	会見町	備考	
			平。	成 7	年国	調	人	12,345	8,366	3,979		
人				式 1:	2 年国	ョ調	人	12,210	8,168	4,042		
			住	基	台	帳	人	12,324	8,168	4,156	平16.3.31	
人	[]		密		度	人/ km²	108	101	129	平16.3.31	
世			平。	成 7	年国	調	戸	3,228	2,202	1,026		
	帯	数	平月	式 1:	2 年国	調調	戸	3,383	2,272	1,111		
			住	基	台	帳	戸	3,670	2,518	1,152	平16.3.31	
人	口増加)率					%	98.9%	97.6%		平12/平7(国調)	
X			面			積	km ²	114.03	83.08		平14.10.1	
		域	東			西	km	12.30	8.38	7.30		
			南			北	km	17.38	17.38	6.88		
産			第	— ;	欠産	業	人	1,029	618	411	平12国調	
	MIZ III	\ <u></u>	第		欠産		人	2,065	1,347	718		
	業 状	況	第		欠産		人	3,412	2,291	1,121		
			そ		<u>ハエ</u> の	他	人	27	27	0		
官	公 智	雪		<u>名</u>	<u></u> 称)		9	6	Ţ.	平16.3現在	
			中		 学	校		2	1	<u>-</u> 1	平16.3現在	
	学校以-		高	等	<u>-</u> 学	校		0	0	0		
		校	大			学		0	0	0		
文				書館	(名称			1	1	0	平15公共施設状 況調	
	/I/ }/-	+π			(名科			1	1	0		
	化 施	設			(名称			5	5	0		
			そ		<u>、 </u>	他		3	0	3		
公			上		·K	道		1	1	0	平15公共施設状 況調	
			下		<u>-</u> 水	道		1	1	0		
	営 企	業	病			院		1	1	0		
			観	光	施	設		0	0	0		
			そ		<u> </u>	他		2	0	2		
			納		//	額	円	144,200,000	98,079,000	46,121,000		
県	民	税	1		当た		円	11,585	11,909	10.953		
			納		ュ / こ 脱	額	円	928,780,000	656,587,000	272,193.000	平15市町村課税 状況調	
町		税	_		当た		円	74,619	79,722	64.639		
		,	総	/ \ -	_ ,c	額	円	12,849,874,000	8,584,836,000	4,265,038,000		
所	得	額		人	当た		円	1,032,367	1,042,355	1,012,833		
前	年月	· ·		<u>/\ -</u> 算	 総	額	円	7,049,708,000	4,557,708,000	2,492,000,000		
			本			店		0	0	<u></u>	- ·	
銀行・金融機関			支			<u>冶</u> 店		6	4	2	平16.3現在	
会社・工場(資本金1000万円以上)								53	30	23	平15課税対象	
衛	<u>и</u> м	+=	病			院		1	1	0	平15公共施設状 況調	
	生施	設	診	¥		所		7	4	3		
娯			劇			場		0	0	0	•	
	楽 施	設	映	ī	<u> </u>	館		0	0	<u> </u>		
交	通状	態	鉄	<u>-</u> 道	」 駅	数		0	0	<u>0</u>		
子普	及状							8	5	3	平16.3現在	
			路線パス(路線数) た姿料の夕ねエ				- 18111			<u> </u>	<u> </u>	

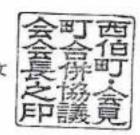
備考欄には使用した資料の名称及び数値等の時点年月日を記載すること。



発西・会協第44号 平成16年4月1日

まちの未来を語る会 代表 坪 倉 嘉 昶 様 武 安 恵 子 様

> 西伯町·会見町合併協議会 会長 坂 本 昭 文



要望書に対する回答について

このたびは、当協議会に対してご要望をいただきましたが、住民の皆 様が合併に関心をお寄せ頂いていることは会長として嬉しく思ってい るところであります。

お申し越しの内容に関する当協議会の見解につきましては、下記のとおりです。

今後とも、ご意見・ご要望などがございましたら、お聞かせいただき たいと存じます。

記

1 地方自治体が置かれている状況について

わが国の地方財政制度は変革期にあり、既存の制度を前提にしたり、 さらには独自に地方財政制度の変革を想定する手法で財政計画を策定 しても、それが将来に亘って有効性を維持し続けるとは考えがたい状況 であります。

当合併協議会が策定し公表した財政計画もまた、この制約から逃れら れるものではないと考えております。

また、いわゆる「三位一体改革」は、交付税・補助金の削減論が先行 し、税源移譲については暫定的な方針が示されるにとどまっており、こ の方針が確定しない間は、流動的な計画にとどまらざるを得ないと考え ております。

2 今後の財政計画の取り扱い方針について 上記のような認識から、当合併協議会では、財政計画については、恒 常的な見直しが必要と考えており、南部町まちづくり計画においては、 具体的施策について概算事業費を明示するとともに、**毎年適正な時期に 見直しを行うことを明記**したところであります。

したがって、ご指摘のような観点も含め、南部町発足後の体制において で適正な時期に見直しが行われることとなると考えております。

併せて、最初の見直しの時期は、平成17年度当初予算の編成時期となるものと考えております。

3 見直し後の財政計画の公表について

毎年の財政計画の見直し結果の公表については、一人でも多くの住民に認識を持っていただく必要があると考えますが、その手法については、 広報誌等への掲載による全戸配布も含め、新町において適切に措置して いただくことを望むものであります。 平成17年度以降の「三位一体の改革」の取り組みについての申入れ(全国知事会)

本会会長の梶原岐阜県知事と増田岩手県知事は、4月15日(木)午前 11時45分、自由民主党の額賀政務調査会長に対し、三位一体改革に関 する申し入れ(別紙)を行いました。

平成17年度以降の「三位一体の改革」の取り組みについて(申入れ)

平成 1 6 年 4 月 1 5 日 全 国 知 事 会 長

平成16年度の三位一体改革は、三位一体改革のそもそもの理念や趣旨が、財政当局をはじめとする政府各省庁に全く理解されておらず、また、国の財政再建が優先され、本来の地方分権推進のための「三位一体の改革」にはほど遠い内容に止まることとなりました。

平成17年度以降の「三位一体の改革」については、与党の強力なリーダーシップのもと、地方分権の趣旨に沿って進められるべきであり、とりわけ次の点について、地方の意見を十分に踏まえたものとする必要があると考えますので、申し入れます。

1 三位一体改革の推進にあたっての基本的な考え方及びその全体像の提示

「三位一体の改革」は、地方分権の理念、目的に基づき、あくまで「三位一体」で行われるべきであり、税源移譲等の財源措置を伴わない国の財政再建のみを優先した単なる国庫補助負担金及び地方交付税の削減は行われるべきではないこと。

また、「三位一体の改革」が地方公共団体、国民に如何なる影響を与えるのかを明らかにするためにも、単年度ごとに、その場しのぎの、数字のつじつまあわせに終始するのではなく、「三位一体の改革」の全体像と工程表を早急に示し、地方団体と協議すべきであること。

2 税源移譲

平成17年度の予算編成において基幹税(所得税、消費税)による所要の規模の税 源移譲を実行すること。

3 国庫補助負担金の廃止等

三位一体改革について、廃止すべき国庫補助負担金の基準と、その廃止すべき国庫補助負担金が税源移譲の対象となるか否かを明確にするための基準を示すべきであること。

また、国庫補助負担金の削減は、地方の自由度拡大に何ら貢献しない補助・負担率の引下げや補助負担金予算額の圧縮という形で行われるのではなく、税源移譲等を前提とした国庫補助負担金の廃止を原則とすべきであること。特に、国の概算要求基準による削減目標により単純に削減された公共事業関係補助負担金は、税源移譲対象外の扱いとされており、本来、三位一体改革の中に含めること

自体が問題であること(地方の自由度を高めるためには、個々の国庫補助負担金の全額を廃止し、事業所要額を税源移譲する必要がある。)。

さらに、税源移譲等の財源措置を伴わない国の財政再建のみを優先した単なる国庫 補助負担金の削減は行われるべきではないこと。

4 地方交付税の見直し

地方分権の理念と離れ、もっぱら目先の国の財政再建を目的とした、税源移譲と関わりのない形での地方交付税(臨時財政対策債を含む)の所要総額に対する削減は、行われるべきものではないこと。

また、国と地方の役割分担という観点から、地方公共団体が行うべきとされている 事務事業及び住民サービスの提供に関する経費について、的確な財源保障を行うべ きことはいうまでもないことであり、この点からも地方交付税の一方的な見直しは、 看過できないものであること。

5 直轄事業負担金の廃止

直轄事業負担金は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課すものであり、極めて不合理であるため、これを廃止すべきであること。

また、地方財政における公共事業関係経費の縮減を行う場合には、当然のことながら、直轄事業負担金の廃止・縮小を最優先として検討・実施すべきものであること。

6 早期の地方財政見通しの公表及び地方自治体の意見の反映

地方公共団体の予算編成に支障のないよう、地方財政の見通しを早期に明らかにし、 地方公共団体に情報を提供すべきこと。

また、地方交付税は地方の固有財源であり、その総額を決めるための地方財政対策、 地方財政計画の作成にあたっては、地方公共団体の意見を反映させるため、地方六 団体等との協議という手続きを経ること。

7 国自らの行財政改革努力の必要性

平成16年度の三位一体の改革により、本来、別人格であるべき国と地方公共団体を不当にも一本化し、「公的部門」のスリム化が図られたとの評価があるが、その実態は、地方公共団体へのつけ回しによる削減にすぎない。国の平成16年度一般会計歳入歳出予算は、前年度当初比0.4%の増(一般歳出も0.1%増)とむしろ膨らんでおり、5.2%と大幅な削減のあった地方交付税交付金等を除いて比較すると、約2%の増ということになる。国のスリム化は全く進んでいないということになるが、地方公共団体の歳出削減を求める前に、国自らが行財政改革に積極的に取り組み、無駄な歳出を思い切って削減し、スリム化を図るべきであること。